

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国税庁）

制 度 名	ビールに係る酒税の税率の特例期間の延長		
税 目	酒税		
要 望 の 内 容	<p>前年度のビール課税移出数量が 1,300 キロリットル以下のビールの製造者については、</p> <p>① 平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までにビールの製造免許を取得した者は、免許取得の日から 5 年を経過する日の属する月の末日までの間、</p> <p>② 平成 22 年 3 月 31 日以前にビールの製造免許を取得した者は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間、</p> <p>その年度に課税移出する 200 キロリットルまでのものに係る酒税の税額を 15% 軽減することとされているが、この特例措置の軽減割合を維持しつつ、適用期限を平成 25 年 3 月 31 日以降も延長する。</p>		
容	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 (▲200 百万円)	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 地ビール製造者の事業参入の促進及び経営基盤の強化</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>ビールに係る酒税の税率軽減の特例措置は、規制緩和の一環として、平成 6 年の酒税法改正により生まれた地ビール製造業について、事業参入の促進及び創業期の経営基盤の強化に資する観点から 3 年間の特例として講じられた措置である。</p> <p>しかし、地ビール業界への事業参入は低調であり、また、同業界は大半が中小零細業者である上、高コスト体質やぜい弱な販売力がネックとなり、大手メーカーのビール風酒類などの低価格商品が売れる状況の中においては、現在においても、未だ経営基盤がぜい弱な状況にある。</p> <p>また、本措置が延長されない場合には、地ビール製造者の事業参入の促進が図られないほか、中小零細企業である地ビール製造者の経営状況が厳しくなり、消費者が多種多様なビールを飲用する機会が失われかねないことから、消費者利益の確保のほか地域経済の活性化の観点からも本措置を延長する必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	酒類業の健全な発達の促進	
		政策の達成目標	地ビール製造者の事業参入の促進及び経営基盤の強化	
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間ないし5年間の延長 (平成28年3月31日ないし平成30年3月31日まで)	
		同上の期間中の達成目標	地ビール製造者の事業参入の促進及び経営基盤の強化	
	政策目標の達成状況	殆どの都道府県に地ビール製造場が分布しており、地域経済の活性化に貢献しているが、一方で、地ビール製造者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。		
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	平成25年度 約180件 平成26年度 約170件 平成27年度 約170件 平成28年度 約160件 平成29年度 約160件	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置の適用者数は、地ビール製造者の約99%を占めており、適用数が僅少であったり特定の者に偏っているということはない。 また、①地ビール製造業への新規参入が毎年行われていること、②ビール全体の課税移出数量が減少している中、地ビール製造者の課税移出数量は、本措置の導入後は概ね堅調に推移していること、③地ビール製造者を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあることから、引き続き支援を行うことは、地ビール業界への事業参入の促進及び経営基盤の強化にとって有効である。	
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>平成 23 年度における酒税の軽減措置については、ビール全体に係る酒税の課税額 6,197 億円であるところ、軽減額は 3 億円程度である。</p> <p>また、地ビール製造者の大部分が本措置の適用を受けており、全国各地で個性豊かな地ビールが製造され、消費者が多種多様なビールに親しんでおり、地域経済の活性化等にも貢献している。</p>																																				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>○ 適用者数（申告者数は大手 5 社除く）（単位：者・%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申告者数</td> <td>209</td> <td>195</td> <td>195</td> <td>187</td> <td>189</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>208</td> <td>194</td> <td>192</td> <td>185</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td>99.5</td> <td>99.5</td> <td>98.5</td> <td>98.9</td> <td>98.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適用税額（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税 額</td> <td>416</td> <td>405</td> <td>369</td> <td>277</td> <td>297</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	申告者数	209	195	195	187	189	適用者数	208	194	192	185	187	適用割合	99.5	99.5	98.5	98.9	98.9	年度	H19	H20	H21	H22	H23	税 額	416	405	369	277	297
	年度	H19	H20	H21	H22	H23																																
	申告者数	209	195	195	187	189																																
	適用者数	208	194	192	185	187																																
	適用割合	99.5	99.5	98.5	98.9	98.9																																
年度	H19	H20	H21	H22	H23																																	
税 額	416	405	369	277	297																																	
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>消費者の嗜好の多様化により、ビール全体の課税移出数量が減少している中、地ビール製造者の課税移出数量は、本措置もあり概ね堅調に推移している。</p> <p>（単位：千kl、億円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビール課税移出数量</td> <td>3,442</td> <td>3,175</td> <td>2,996</td> <td>2,920</td> <td>2,822</td> </tr> <tr> <td>地ビール課税移出数量</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>地ビール課税額</td> <td>29</td> <td>32</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	ビール課税移出数量	3,442	3,175	2,996	2,920	2,822	地ビール課税移出数量	15	16	14	14	16	地ビール課税額	29	32	28	28	31													
年度	H19	H20	H21	H22	H23																																	
ビール課税移出数量	3,442	3,175	2,996	2,920	2,822																																	
地ビール課税移出数量	15	16	14	14	16																																	
地ビール課税額	29	32	28	28	31																																	
前回要望時の達成目標	地ビール製造者の事業参入の促進及び経営基盤の強化																																					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>地ビール製造者の一企業当たりのビール事業に係る売上高いは増加傾向にあるが、欠損企業の割合も増加している。</p> <p>これは、一部の事業者に税率の特例措置の効果は出ているものの、地ビール製造者全体としては、未だ経営基盤がぜい弱な状況にあるためである。</p>																																					
これまでの要望経緯	平成18年度、平成20年度及び平成22年度に適用期限の延長を要望している。																																					